

只見ユネスコエコパーク Q&A(2)

Q

ユネスコ世界自然遺産とユネスコエコパークの違いは何ですか？

A

世界自然遺産の目的は、“世界の貴重な自然環境を人類共有の遺産として、厳正に保護・保存をすること”です。登録においては「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)の義務と法的な手続きのもと厳しい審査が行われます。また、条約締結国はその責任において登録された遺産の保護管理状況を監視します。言い換えれば、登録地は条約によって厳しく管理されます。

一方、ユネスコエコパークは、世界自然遺産と同様に地域の自然の保護・保全を図ることはもちろんですが、それだけでなく、地域資源を持続可能な形で利用し、自然と人間とが良好に生きていく関係を見つけることが目的となっています。また、条約に基づかないユネスコの事業の枠内で実施され、地域の事情を活かして地域が主体となって管理運営を行うことも特徴です。

只見町の豊かな自然は、人を寄せ付けない厳しい環境として残されてきたのではなく、むしろ狩猟、採取、漁労など住民による資源利用が昔から行われ、そうした利用が持続可能で適切なものであったために守られてきました。2000年代に只見町でも世界自然遺産への登録に取り組んだ経過もありましたが、世界遺産に登録されると、世界遺産条約のもとで人々の自然環境への立ち入りを制限され、これまでの人と自然との歴史的な関わりが完全に断ち切られるのではないかと心配がありました。他方、ユネスコエコパークは、人と自然との関わりを重視する制度で、むしろ只見町のような地域には世界自然遺産よりもユネスコエコパークのほうが相応しいだろう、ということでユネスコエコパーク登録を目指すこととなりました。

ユネスコエコパーク		世界自然遺産
人と世界的にも貴重な自然が共生する地域	対 象	世界的にも貴重な価値を有する自然
生物多様性の保護・保全、地域の持続可能な発展	目 的	貴重な自然の保護・保存
地域が主体の管理運営	管理主体	国による管理
ユネスコMAB計画	条約等の根拠	世界遺産条約

Q

只見ユネスコエコパークの範囲は？

A

ユネスコエコパークというと、公園があるのではないかなどと勘違いされますが、只見町全域と隣接する檜枝岐村の一部が只見ユネスコエコパークとなっています。そして、この範囲にある私達の自然環境や生物多様性とそれらと関わる伝統的な暮らしや文化、自然環境に配慮した産業などの人間活動が只見ユネスコエコパークの魅力であり、価値になっています。